

# 現行の料金体系について

---

第2回 真岡市公共料金審議会

真岡市上下水道部

# 目 次

---

1 | 現行の料金体系

2 | 料金体系の検討

# 現行の料金体系

---

# 水道料金体系

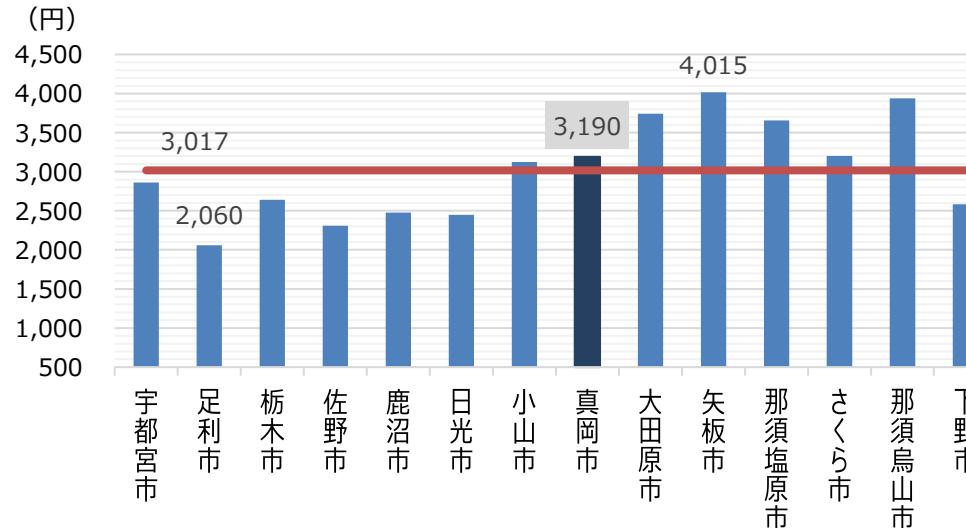
真岡市の水道料金体系	二部料金制 … 基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	累進型 … 使用水量に応じて単価上がる。
直近の料金改定	平成6年4月 … 経営状況の改善を図るため。 消費税率引上げによる改定を除く。

給水使用料金		
基本料金 (1か月当たり)		超過料金 (水量1m <sup>3</sup> につき)
水量10m <sup>3</sup> まで	1,540円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで 165.0円
		21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで 187.0円
		51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで 209.0円
		101m <sup>3</sup> 以上 231.0円

※水道料金は、給水使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

# 水道料金の県内比較

- 水道料金については、栃木県内のおおよそ平均の金額となっております。
- 平成6年4月の料金改定以降、約30年間水道料金の改定を行っておりません。近隣市町は令和元年度以降順次料金改定を行っております。



宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
2,860	2,060	2,640	2,310	2,475	2,447	3,124	3,190	3,740	4,015
那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	市平均					
3,657	3,200	3,938	2,585	3,017					

※水道の料金については、メーター使用料を含み、口径13mm、1か月分の使用水量20m<sup>3</sup>と仮定(令和7年3月末日時点)。

# 下水道使用料体系

真岡市の下水道使用料体系	二部料金制…基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	累進制…処理水量が増えるほど単価が上がる。
直近の使用料改定	平成13年4月 消費税率引上げによる改定を除く。

# 下水道使用料体系

公共下水道使用料体系表		(税込)
区分	使用料	
基本使用料	一般用	10m³まで 1,320円
	公衆浴場用	200m³まで 11,000円
	臨時用	— —
従量使用料 (1m³あたり)	一般用	11m³以上20m³まで 143円
		21m³以上30m³まで 154円
		31m³以上50m³まで 165円
		51m³以上100m³まで 176円
		101m³以上 187円
	公衆浴場用	201m³以上 55円
	臨時用	— 176円

※自家水(井戸水)のみを使用している場合

世帯員1人につき6m³/月で計算

※上水道と自家水(井戸水)を併用している場合

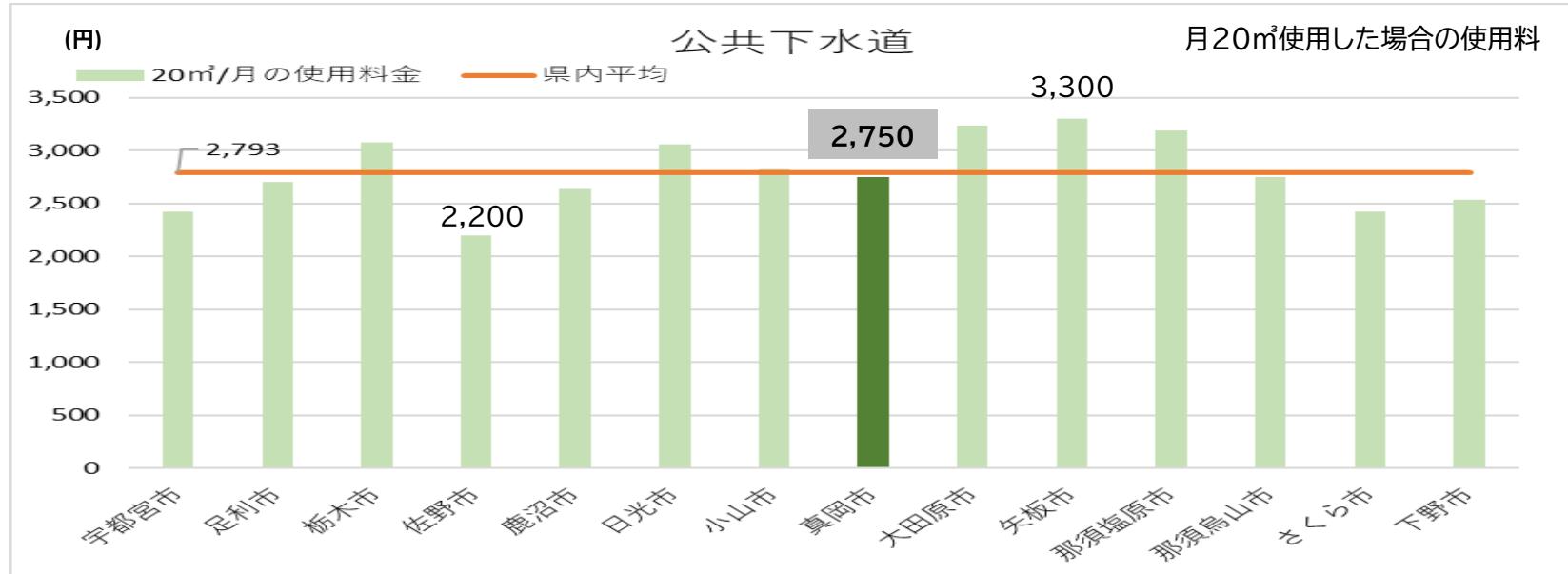
世帯員1人につき3m³/月を加算

農業集落排水使用料体系表(真岡地区)		(税込)
区分	使用料	
基本使用料	一般用	10m³まで 1,320円
	公衆浴場用	200m³まで 11,000円
	臨時用	— —
従量使用料 (1m³あたり)	一般用	11m³以上20m³まで 143円
		21m³以上30m³まで 154円
		31m³以上50m³まで 165円
		51m³以上100m³まで 176円
		101m³以上 187円
	公衆浴場用	201m³以上 55円
	臨時用	— 176円

農業集落排水使用料体系表(二宮地区)		(税込)
区分	使用料	
世帯割	—	2,094円
人数割	世帯員1人あたり	523円

# 下水道使用料の県内比較①

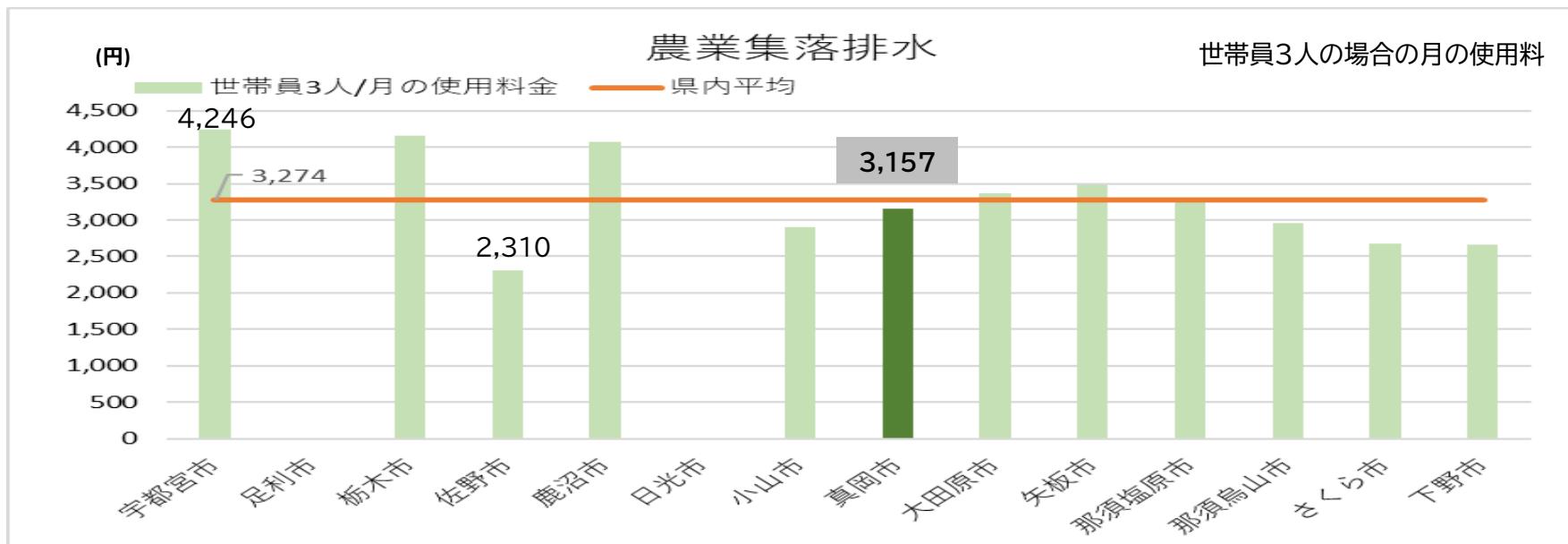
- ・ 真岡市の公共下水道使用料は、栃木県内のおおよそ平均の金額となっております。
- ・ 平成13年4月の改定以降、約24年間下水道使用料の改定を行っておりません。



宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	那須烏山市	さくら市	下野市
2,420	2,700	3,080	2,200	2,640	3,062	2,828	2,750	3,234	3,300	3,190	2,750	2,420	2,530

# 下水道使用料の県内比較②

- ・ 真岡市の農業集落排水使用料は、栃木県内のおおよそ平均の金額となっております。
- ・ 平成13年4月の改定以降、約24年間下水道使用料の改定を行っておりません。



宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	那須烏山市	さくら市	下野市
4,246	-	4,158	2,310	4,070	-	2,901	3,157	3,371	3,476	3,305	2,959	2,673	2,656

# 料金体系の検討

---

# 料金体系の概要

- 現行の水道料金・下水道使用料について、真岡市では以下のような体系を採用しています。

料金体系の大別 :

用途別

(一般用・官公署用  
・公衆浴場用など)

口径別

(13mm・20mmなど)

全国的には  
個別原価主義の要請から  
用途別から口径別へ  
移行が進んでいる

料金区分 :

二部料金制

(基本料金 + 従量料金)

一部料金制

二部料金制を原則とする  
(R2国交省通知より)

基本水量の設定 :

あり

なし

基本水量制は廃止の方向へ  
(R2国交省通知より)

従量料金区分 :

累進型

均一型

# ※ 水道料金体系（再掲）

給水使用料金		基本使用料と 従量使用料の割合	
基本水量	基本料金 (1か月当たり)	超過料金 (水量1m <sup>3</sup> につき)	
水量10m <sup>3</sup> まで	1,540円	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	165.0円
		21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> まで	187.0円
		51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	209.0円
		101m <sup>3</sup> 以上	231.0円

※水道料金は、給水使用料金及び量水器使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

水量区分の設定

# ※ 下水道使用料体系（再掲）

区分		使用料 (税込)	
基本使用料	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,320円
	公衆浴場用	200m <sup>3</sup> まで	11,000円
	臨時用	—	—
従量使用料 (1m <sup>3</sup> あたり)	一般用	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで	143円
		21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで	154円
		31m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> まで	165円
		51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> まで	176円
		101m <sup>3</sup> 以上	187円
	公衆浴場用	201m <sup>3</sup> 以上	55円
	臨時用	—	176円

※自家水(井戸水)のみを使用している場合

世帯員1人につき6m<sup>3</sup>/月で計算

※上水道と自家水(井戸水)を併用している場合

世帯員1人につき3m<sup>3</sup>/月を加算

基本使用料と  
従量使用料の割合

# ① 料金体系の大別

▽ 現真岡市採用

用途別  
料金体系



負担力・価値基準

生活用水の安定供給

検討案

口径別  
料金体系



原価主義

個別原価主義の要請

水道の用途を一般用や営業用などに分け、すべての水道使用者に同一の基本料金や従量料金を付加し、すべての水道使用者に公平な体系。

大きな口径のメーターをつけている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定している。

参考

個別原価主義の要請から、用途別料金体系であった事業も  
口径別料金体系へ移行する事例が全国的には多い。  
(現在約6割の水道事業が口径別料金体系を採用)

# 料金体系の変更（口径別）

資料2補足資料 P14-2

## 変更前の料金体系

口径(mm)	水道基本料金(円)
13	
20	
25	
30	
40	
50	
75	
100	

口径に限らず  
水道料金は固定  
1,540

使用実績に基づいた  
水道料金を設定するため  
に料金を使用する口径ごと  
に設定

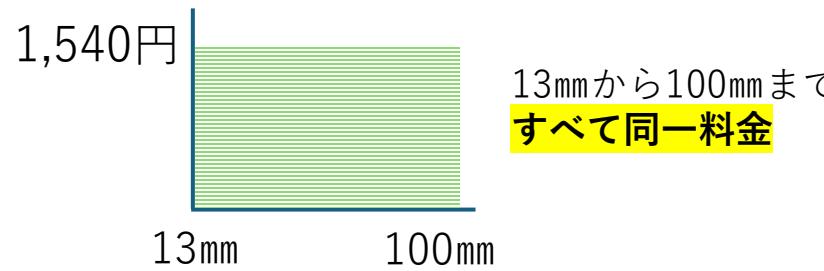


## 変更後の料金体系

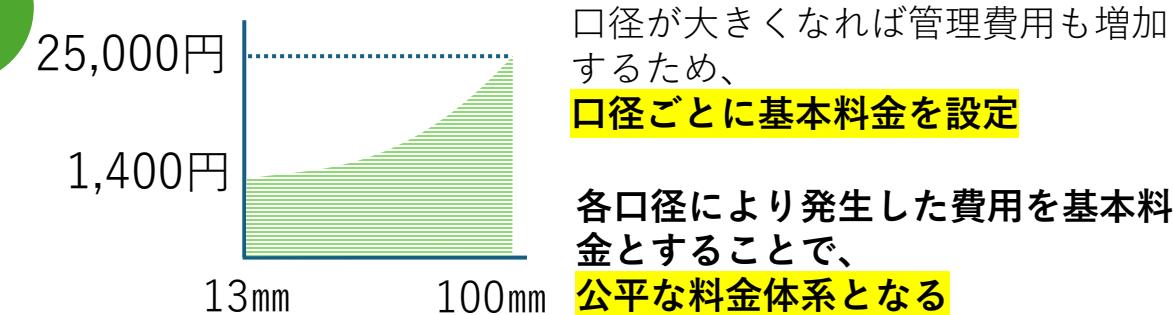
口径(mm)	水道基本料金(円)
13	1,400
20	1,600
25	2,000
30	2,500
40	3,500
50	5,500
75	12,000
100	25,000

口径ごとに  
水道基本料  
金を段階的  
に設定

例



例



口径が大きくなれば管理費用も増加  
するため、  
口径ごとに基本料金を設定

各口径により発生した費用を基本料  
金として、  
公平な料金体系となる

## ② 料金体系区分と基本水量

▽ 現実岡市採用

現在の料金体系

=

使用水量の有無にかかわらず、用途に応じて、上下水道使用者に負担してもらう料金。

基本料金

固定費用  
(検針やメーター費用)

10m<sup>3</sup>分の料金  
(基本水量)

+

従量料金

11m<sup>3</sup>超える料金

検討案

基本水量の撤廃

=

基本料金

固定費用  
(検針やメーター費用)

+

従量料金

10m<sup>3</sup>分の料金  
(基本水量)

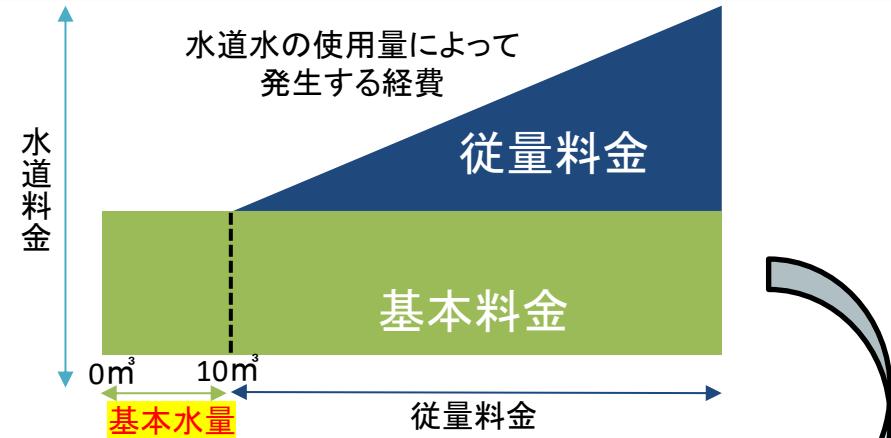
11m<sup>3</sup>超える料金

## ② 料金体系区分と基本水量

▽ 現実岡市採用

### 現在の料金体系

水道水を使用しなくても  
発生する経費  
+  
10m<sup>3</sup>までの使用料金



### 検討案

### 基本水量の撤廃

水道水を使用しなくても  
発生する経費のみ



基本料金の見直し  
現在の額より減額

# 料金体系の変更（基本水量の撤廃）

資料2補足資料 P16-2

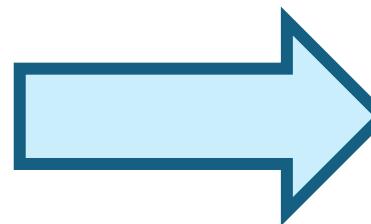
13mmのメーターを使用した場合

## 変更前の料金体系

水量 (m <sup>3</sup> )	水道基本料金 (円)	従量料金 (円)	水道料金 (円)
0		0	1,540
1		0	1,540
2		0	1,540
3		0	1,540
4		0	1,540
5	1,540	0	1,540
6		0	1,540
7		0	1,540
8		0	1,540
9		0	1,540
10		0	1,540

使用実績に基づいた  
水道料金を設定するためには

料金を1m<sup>3</sup>毎に設定



基本水量内の不公平感  
を解消し、  
より公平な料金体系へ

## 変更後の料金体系

水量 (m <sup>3</sup> )	水道基本料金 (円)	従量料金 (円)	水道料金 (円)
0			0
1			20
2			40
3			60
4			80
5	1,400		100
6			120
7			140
8			160
9			180
10			200

# 検討案について

- 検討案の作成方針としては次のとおりです。

	水道料金	下水道使用料
基本水量制について	基本水量を撤廃し、基本料金を設定します。	
用途別料金体系について	用途別から口径別へ変更します。	現行のまま(一般・公衆浴場)とします。
従量料金区分について	口径ごとの変更し、現行(累進型)のまとします。	現行(累進型)のままとします。